

令和8年度全国健康保険協会 事業計画(案)の概要

令和8年度事業計画の位置づけ

- 2024年度からスタートした第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和8年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点での健全な財政運営
- ・ 国や都道府県等の会議等における積極的な意見発信

●業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ 電子申請に対応した業務処理体制の構築
- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底及び職員の意識改革促進
- ・ すべての職員の多能化を促進し、事務処理体制を強化することによる生産性の向上

●サービス水準の向上、現金給付等の適正化の推進

- ・ コールセンターの拡充、受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上の推進
- ・ **（新規）** 生成AI活用によるチャットボットの拡充
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施
- ・ 電話や窓口による相談で多言語化や記入の手引きの多言語化などの国際化対応の推進

●債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 「債権管理・回収計画」に基づいた早期回収に向けた取組の着実かつ確実な実施
- ・ 弁護士等と連携した効果的な催告及び法的手続きの厳格な実施
- ・ オンライン資格確認を有効活用させるため日本年金機構と連携した資格関係の早期届出に関する広報を実施

●DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・ マイナ保険証による保険診療の周知徹底
- ・ **（拡充）** 電子申請等の推進及びけんぽアプリの拡充
- ・ **（新規）** 健康保険委員等向け情報提供をオンラインで行うための専用サイト構築
- ・ マイナポータル等のデジタル化の進展に伴う「医療費のお知らせ」の送付方法の見直し

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

● データ分析に基づく事業実施

- ・ 医療費・健診データ等を活用した分析に基づく、医療費適正化等に向けた事業及び情報発信の実施
- ・ **(新規)** 複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」の構築による職員の分析能力の更なる向上
- ・ 外部有識者を活用した調査研究の実施及び研究成果等の活用
- ・ 外部有識者からの助言を踏まえた「保険者努力重点支援プロジェクト」の事業の実施
- ・ 保険者努力重点支援プロジェクトの全支部への効果的な手法等の展開

● 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ **(拡充)** 生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、骨粗鬆症検診をオプションとして追加
- ・ **(新規)** 35歳以上の被保険者を対象とした人間ドック健診の創設
- ・ 被扶養者の特定健診における「骨粗鬆症検診」「歯科検診」「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として実施
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データ取得の推進
- ・ 2027年度に実施する被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等の準備

● 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ **(拡充)** 人間ドック健診の創設を契機とした、特定保健指導の一層の実施率向上と委託機関数拡大の推進
- ・ 外部委託の更なる推進、健診当日の初回面談の実施及び特定保健指導の早期実施に向けた健診当日の働きかけの拡充
- ・ 主要達成目標である「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」をはじめとした成果を重視した特定保健指導の推進

● 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着眼した未治療者への受診勧奨の実施
- ・ **(拡充)** 胸部エックス線検査における要精密検査・要治療者への受診勧奨の実施及び他のがん検査項目における受診勧奨の検討
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、かかりつけ医等と連携した取組の効果的な実施

(2) 戦略的保険者機能

● コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
- ・ 商工会議所等との協定締結や連携した取組の推進による健康づくりの取組の充実
- ・ **(拡充)** 女性の健康等、健康課題に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチの推進
- ・ メンタルヘルス対策として、出前講座等を全支部において積極的に実施

● 医療資源の適正使用

- ・ データ分析に基づき地域の実情に応じたジェネリック医薬品の一層の使用促進
- ・ バイオシミラーの使用状況を分析及び地域フォーミュラのデータ分析をもとにした医療機関や関係団体への働きかけ
- ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用、上手な医療のかかり方等の加入者への周知・啓発

● 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に係る他の保険者等とも連携した積極的な意見発信
- ・ 医療提供体制等に係る地域医療構想調整会議等におけるデータ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信
- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

● 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 「広報基本方針」に基づく「広報計画」の策定・実施
- ・ 最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」における本部・支部による一体的・積極的な広報の実施
- ・ 全面リニューアルを実施したホームページの安定運用
- ・ **(新規)** コミュニケーションロゴやタグラインを使用した協会けんぽの認知度向上
- ・ **(新規)** 電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向けた健康保険委員を通じた広報強化

● 国際化対応

- ・ **(新規)** 日本の優れた社会保障制度や国民皆保険、予防医療のノウハウを、他国の医療保険者や政府関係者と共有

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

- **人事制度の適正な運用、新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置**
 - ・ 実績や能力に基づく人事評価結果の適正な処遇反映、実績や能力本位かつ適材適所の人事の推進
- **更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成**
 - ・ 役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等の習得に向けた業務別研修の実施
 - ・ 研修の体系や内容等の見直しによる更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材の育成
 - ・ 各支部の課題に応じた研修やオンライン研修・eラーニングによる多様な研修機会の確保
- **働き方改革の推進**
 - ・ 健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革の推進
 - ・ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の推進
- **内部統制の強化・災害への対応**
 - ・ リスクの発生を未然に防止するための取組の推進
 - ・ eラーニング等を活用した内部統制やリスク管理に係る意識啓発
 - ・ 災害発生に備えた業務継続計画書（BCP）等の見直し
- **システム対応**
 - ・ 日々の運行監視やシステムメンテナンス業務の確実な実施を通じた協会システムの安定稼働
 - ・ 法律改正、制度改正等に対する適切なシステム対応
 - ・ 被保険者及び被扶養者を対象とした健診体系の見直し及び重症化予防対策に係るシステム対応
 - ・ 協会の DX の推進に向け、先進的なデジタル技術を活用した協会システムの計画的な導入を実施

【令和8年度KPI(案)】

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI
Ⅲ) 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用	1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、 <u>全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）80%以上を維持するとともに、協会全体でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）を、年度末時点で対前年度以上とする。</u> （※2） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) <u>協会全体でバイオシミュラーに80%（※3）以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合を対前年度（※4）以上とする</u> （※3） 数量ベース （※4） 成分数ベース 3) <u>医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を対前年度以上とする。</u>
Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	1) <u>ホームページユーザー数（1日当たりホームページ訪問者数の合計）を対前年度以上とする</u> 2) <u>全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う</u> 3) <u>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を前年度以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする</u>

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI
Ⅱ) 内部統制等 ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする